従四位に叙する
（二等海佐）
細井　淳久
従五位に叙する（各通）
石見ヨネ子　伊藤　志郎
布施　清吉　三浦　薫
正六位に叙する（各通）
青山　秀男　浅野　文雄
江口　薫　熊谷　義孝
佐藤　誠一　地頭所貞視
立川　義樹　三島　信二
宮下　利忠　山下　十平
若杉　徳廣
従六位に叙する（各通）
長島　映夫　三ッ山正四
正七位に叙する（各通）
神山　文夫　萱苗　稔
従七位に叙する（各通）（以上十月四日）
（山形大学名誉教授）
前澤　潔
（茨城大学名誉教授）
吉岡　伸
（宮崎医科大学名誉教授）
渡邊　克司
正四位に叙する（各通）
（東京工業大学名誉教授）
西本　廉
従四位に叙する
久我　元
正五位に叙する
河尻　義隆　西田　博
従五位に叙する（各通）
伊藤　行餘　影山　剛
杉岡　暢夫　寺田　徳次
福山　優　古谷　孔導
森　澄　渡邊　彬
正六位に叙する（各通）
荒瀬　守　飯田　新吾
大澤　定夫　長田　清
（東京都葛飾区議会議員）
高濱　忠勝　中村　信男
従六位に叙する（各通）
大塚　晴通　君山　憲司
島本　洋　新城　幸徳
藤原　斌利　平安名常明
正七位に叙する（各通）
石井　信
鶴田　武弘
従七位に叙する（各通）（以上十月五日）
高瀬　冨夫
柳瀬　博雅
吉田　茂夫
澤岡　和治
前澤　潔
吉岡　伸
渡邊　克司
西本　廉
久我　元
坂元　克吉
中島　昭司
松戸　和雄
山崎　良一
池野　茂
清水　忠
藤岡　外昭
佐伯　祥一
高島　義夫
松岡　利幸
入澤　哲夫
栗田　征
関野　寛治
宮里米次郎
横川　春市
堤　久良
宮地　輝人
齋藤　忠二
茂木　保二

正四位に叙する（九州大学名誉教授）正八位
従四位に叙する
嶋元　牧雄　鈴木　幸博
従五位に叙する（各通）
大皿川　惠　小嶋　政治
高柴　照明　田尻　克己
福島　聖二　山田　フサ
正六位に叙する（各通）
圓句　進　梶尾　研三
菊谷　章三　小林　昭夫
高見　紘身　富樫　昭男
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上十月六日）
正六位に叙する
従四位に叙する
従六位に叙する（以上十月七日）
正六位に叙する
従四位に叙する
正五位に叙する
正六位に叙する
従六位に叙する
正七位に叙する
従七位に叙する（以上十月八日）
正四位に叙する（十月十一日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（各通）（十月三日）
地頭所貞視
旭日双光章を授ける
小谷　定義
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月四日）
宮本　安孝
飯田　新吾
（東京都葛飾区議会議員）
小森　昭
旭日双光章を授ける（各通）
清水　忠
及川　保志
栗栖　正久
中村千代澄
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月五日）
堂前　芳
横川　正市
首藤　次男
山下　錦司
今野　普
畠山　光男
川原　薫
関口　功
松竹　秀親
佐久間正己
竿下　巖
岩西　孝
大住　正明
森下　哲
白井　隆
村瀬ひとみ
西村　光夫
谷口　清司
岡田　利春
平田　達雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
坂本　浩　小草　匠
瑞宝単光章を授ける（各通）
佐藤　隆明　白根　重暉　高　春雄　川井　忠
藤井　誓三　松尾　武　山田　卓美　松生　章郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二日）
吉原重一郎
瑞宝小綬章を授ける
（国土交通事務官）
金子　清貴
佐藤　衛　高橋　徹男
半田　貞治　兵庫幾之丞　能島　章二
山本　弘　安井　周一
瑞宝双光章を授ける（各通）
芦埜　隆　黒田　文夫　小森　信継
佐川　員人　鈴木　治夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三日）
細井　淳久
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　志郎　佐藤　誠一
布施　清吉　三浦　薫　立川　義樹
（二等海佐）　宮下　利忠
宮地　輝人
茂木　保二
瑞宝双光章を授ける（各通）
江口　薫　金子　治樹　澤岡　和治
長島　映夫　三浦　貞雄　若杉　徳廣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月四日）
芳賀　俊洋　松戸　和雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
影山　剛　坂元　克吉　島本　洋
寺田　徳次　中島　昭司　中村　信男
西田　博　福山　優　古谷　孔導
平安名常明　松岡　利幸　柳瀬　博雅
山崎　良一
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒瀬　守　池野　茂　石井　信
太田　金治　君山　憲司　高瀬　冨夫
鶴田　武弘　濱崎　績　藤岡　外昭
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月五日）
鈴木　幸博
瑞宝小綬章を授ける
梶尾　研三　高柴　照明
富樫　昭男　古橋　貞夫
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上十月六日）
安立　廣郷
瑞宝単光章を授ける（十月七日）
森下　哲
村瀬ひとみ
西村　光夫

瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける
瑞宝単光章を授ける（以上十月八日）
元本邦駐箚大韓民国特命全権大使　李　丙琪
本邦駐箚ポルトガル共和国特命全権大使　ジョゼ・ジョアキン・エステヴェス・ドス・サントス・デ・フレイタス・フェラース
旭日大綬章を贈与する（各通）（十月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月九日カンボジア国の独立記念日につき、同月七日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示の取消について

平成二十六年十月二十八日掲載の貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示については取消します。

平成二十六年十一月十一日

金融庁長官　細溝　清史

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年十一月十一日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年十二月十五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。